

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場施設の原状変更の承認申請
概要	使用者は、市場施設に工作物を設置し、又は市場施設を模様替する等その原状に変更を加えてはいけませんが、市長の承認を受ければこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第60条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第49条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第50条（昭和47年規則第8号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 施設の使用許可に関する要綱 (中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口) 施設の使用許可等に関する要綱 (中央卸売市場 南港市場担当窓口)
審査基準	<p>◎承認を受けるためには、次の各号のいずれにも該当しないことが必要です。</p> <p>(1) 市場業務の運営あるいは施設の維持管理に支障をきたす場合 特に、施設に大きな悪影響を及ぼす、あるいは他人の生命、財産に危険を及ぼすおそれがある場合 ○「施設の維持管理」とは、建物・設備そのものをはじめ、消防、保安交通、防水、通気、採光、衛生、風紀、美観など、およそ利用者の共有財産としての市場施設の維持管理を指すものとします。 例えば、 ・市場施設の原状変更により、他の使用者の区域または共用部分に騒音、臭気、熱気、振動、汚水の流入、美観の損失その他の迷惑を与える場合 ・消防法、建築基準法その他関係法令、および大阪市の定める施工基準の基本的な項目（施設の主要構造の改造の禁止、不燃性建材の使用、その他）を守らない場合</p> <p>(2) 行政財産としての市場施設の目的を逸脱している場合 ・例えば、福利厚生の範囲を超えて、娯楽、遊興などの設備をおく場合</p> <p>(3) 自己の責任において管理できないおそれを生ずる場合</p> <p>(4) その他市長が不適当と認める事由がある場合</p> <p>○前項までにあげた事項はあくまでも一例であり、これ以外にも、個別に施設の実情に応じて判断し、不適当とすることがあります。</p>
標準処理期間	2週間（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—